

京都市告示第506号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成29年1月11日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点 点
1	南禅寺水0024号	左京区南禅寺町草川82番地地先 同町23番地の2地先	
2	静市水0228号	左京区静市市原町1281番地の8地先 同町1287番地地先	
3	貞教水0010号	東山区本町新五丁目157番地地先 同町167番地の6地先	
4	修道水0013号	東山区五条橋東五丁目471番地地先 同区鐘鑄町561番地地先	
5	有栖川	右京区嵯峨観空寺岡崎町24番地の1地先 同町20番地の2地先	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点 点
1	上賀茂水5010号	北区上賀茂南大路町20番地の1地先 同上	
2	大森水0100号	北区大森稻荷78番地の4地先 同町78番地の2地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	太秦水0107号	右京区太秦森ヶ西町21番地の81地先 同上	
2	嵯峨水0070号	右京区嵯峨新宮町11番地の8地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)